

ぽぷら薬局さくら店 運営規程

「指定（介護予防）居宅療養管理指導」

（事業の目的）

第1条 ぽぷら薬局さくら店（以下、「事業者」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
3. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
4. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（営業日および営業時間）

第3条

1. 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 通常サービス提供可能日は前項1.の営業日とし、サービス提供可能な時間帯は、月曜日から金曜日の午前9：00～午後5：00、土曜日の午前9：00～午後12：00とし、利用者には営業時間外の連絡先も掲示する。

(従業者の職種、員数)

第4条

1. 従業者について

- ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。(常勤2名 非常勤1名)

2. 管理者について

- ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ぽぷら薬局さくら店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第5条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき薬学的管理指導計画を策定し、利用者の居宅等に訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う。また、利用者の病状および心身の状況を把握し、医薬品が利用者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切にサービスの提供を行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は速やかに記録を作成し、文書等で利用者、家族に対して提供するように努める。また、医師または歯科医師、介護支援専門員に報告し、必要に応じて他のサービス事業者にも報告する。
3. 月1回以上の当該計画の見直しを行うとともに、処方薬剤の変更があった場合にも適宜計画の見直しを行う。

(指定(介護予防)居宅療養管理指導等の内容)

第6条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・ 処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
- ・ 薬剤服用歴の管理
- ・ 薬剤等の居宅への配送
- ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給

- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の実施地域は、寝屋川市、守口市、枚方市、門真市、四條畷市、交野市、大東市とする。

（利用料その他の費用の額）

第8条

1. 利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、法定代理受領に該当するときは、利用者から1割、または2割の支払いを受けるものとする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、全職員に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 全職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
4. 虐待防止に関する担当者は管理者とする。
5. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密の保持と個人情報保護）

第11条 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

1. 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を順守し、適切な取扱いに努めるものとする。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡するとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。

（事故発生の対応方法）

第 13 条 利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事態に備え、損害賠償保険に加入し、損害賠償を速やかに行う。

(身分証携行義務)

第 14 条 居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示できるものとする。

(苦情処理の体制)

第 15 条 事業者は、提供した居宅療養管理指導に関わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置し、適切に対応するための体制を整えるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条

1. 事業者は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また、質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等についても衛生的な管理に努めなければならない。
3. 事業者は、サービス提供に必要な記録を整備し、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。また、利用者又は家族から記録の閲覧及び複写物の交付を請求された場合は応じなければならない。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

本規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

本規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する